



養監第 54 号
令和3年12月2日

養父市長 広瀬 栄 様

養父市監査委員 守本 英 昭

養父市監査委員 勝地 貞 一

定期監査の結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により報告する。

記

1 監査の期間

令和 3 年 10 月 25 日（月）から令和 3 年 11 月 26 日（金）まで

2 監査の対象及び範囲

健康福祉部、産業環境部、農業委員会、まち整備部及び教育部の令和 3 年度上半期の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の要領

地方自治法第 2 条の規定に基づき、市の事務事業が効率的かつ効果的に執行及び管理されているかに留意した。

監査の重点項目として、収納対策事務については、効率的に収納事務が行われているかについて監査を実施した。

予算の執行状況、主要事業・新規施策の取組状況、工事・業務の進捗状況、組織及び業務内容・財産管理事務等について関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、所管する事務事業について現地調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果、おおむね良好に執行されているものと認めた。

次のとおり重点項目及び各部局における主要・新規施策等に対し意見を付して報告する。

監査意見

1 課別業務及び人員配置状況について

今回実施した5部局の時間外勤務及び年次休暇取得日数をみると、時間外勤務200時間以上の職員（会計年度任用職員を除く）は11人（7.9%）あった。また、年次休暇取得日数1日（7時間45分）以下の職員（会計年度任用職員を除く）は16人（11.4%）あった。

新型コロナウイルス感染防止対策や災害復旧業務などの特殊要因もあるが、多様化する市民サービスへの対応や繰越によるハード事業の増加、職員の削減等で業務量と人員配置に不均衡が見受けられる。この結果、特に事業課においては、設計、現場管理等の多様な業務のため、現年度事業の執行が遅れている。技術員の採用や現場管理等外部のコンサルタントに委託するなど、スピード感を持って市民の負託に応えるよう努めると共に、職員のメンタルヘルス等健康管理については、十分配慮し働き方改革を推進する職場環境づくりに努められたい。

2 自家用有償バス実施状況について

従来運行していた唐川・餅耕地線を本年8月より建屋線に変更し、区域型デマンド方式で運行している。

令和3年4月から7月までの唐川・餅耕地線の実績は利用者5人、1便当り乗車人数0.13人であったが、建屋線となった8月、9月の実績は利用者51人、1便当り乗車人数2.04人で大幅に増加している。今後も地域住民に寄り添い、利用しやすい公共交通の環境づくりに努められたい。

3 民生委員・児童委員活動について

養父市における民生委員・児童委員数は、現在の定数104人に対し101人が就任しているが、国の定数基準を上回っているため、兵庫県から定数の削減を示唆されている。令和4年度の改選に向け、区長や関係者等に定数削減（区割り見直し）について、経過と見直し案の説明を行っている。

各地区における民生委員・児童委員の活動は、人口減少等により活動が減少する地区もある一方、今後、高齢者が増加するとさらに活動の重要性が増してくる地区もあると思われる。民生・児童協力委員（定数208人に対し194人）の役割を明確にし、民生委員・児童委員の定数が削減されても、相互に協力して機能的に活動できる体制整備を図られたい。

4 新型コロナウイルスワクチン接種状況について

新型コロナウイルス感染症防止のため、市ではワクチン接種を希望する全ての市民に、できる限り早期に、安心・安全、適切に接種できるよう、養父市医師会、公立八鹿病院をはじめ、薬剤師会、在宅看護師や地元出身医師など、多くの関係者の協力のもと取り組んできた。

9月30日現在、12歳以上の市民の2回目接種は、対象人数20,665人に対し16,303人(78.9%)、65歳以上では対象人数8,789人に対し8,181人(93.1%)で、全国平均と比べて高い接種率となっている。

養父市は他市と比べていち早く体制整備をされ、市民の安心・安全に向け、各関係者の協力を得ながら順調に接種が進捗している。

新型コロナウイルスの収束まで、3回目の追加接種においても引続き現体制を維持し、安心・安全で適切な接種に努められたい。

5 農業振興について

養父市の主要産業である農業は高齢化、後継者不足などにより耕作放棄地などが増加し、担い手の確保が急務となっている。

集落が5年・10年後の農地の耕作・保全等の問題を解決するには、認定農業者、集落営農組織等の中心的経営体の取り組みの推進に向けて、「人・農地プラン」の作成が必須である。対象地区152地区のうち72地区が作成しており、カバー率は47.4%となっている。

今後も対象地区が、積極的に「人・農地プラン」の作成に取り組めるよう支援に努められたい。

6 林業振興について

森林環境譲与税を活用した森林の経営管理については、意向調査結果を基に、地籍調査完了地内の所有者から経営管理権を取得し、自伐型林業グループを育成して、保育間伐と倒木処理を行っている。

自伐型林業グループとの「森林経営管理活動に関する協定書」に基づく管理活動においては、搬出間伐による森林管理を実施するなど、木材販売利益の一部を所有者に還元する林業活性化の仕組みの確立を図られたい。